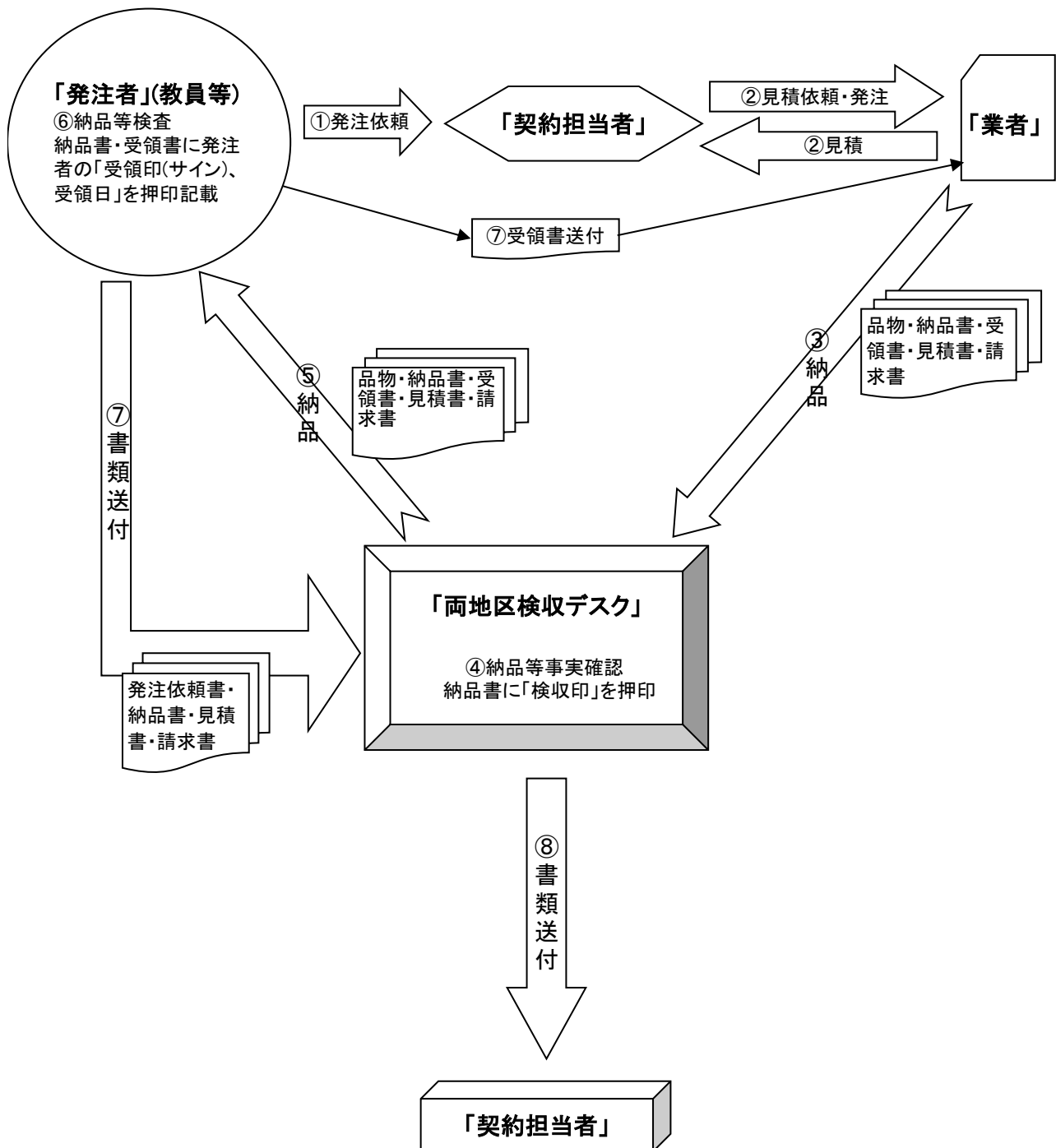


東京海洋大学納品検収業務フロー図

- 1 業者により直接納品される場合
(経理課、越中島地区事務室の契約担当者発注)
- 2 業者により直接納品される場合
(教員発注「一取引50万円未満の物品購入等」)
- 3 宅配便等の直送により納品される場合
(経理課、越中島地区事務室の契約担当者発注)
- 4 宅配便等の直送により納品される場合
(教員発注「一取引50万円未満の物品購入等」)
- 5 生協での直接購入の場合
(教員発注「一取引50万円未満の物品購入等」)
- 6 立替払いの場合(量販店等で購入)
- 7 遠隔地(館山、富浦、吉田、大泉、清水)へ納品される場合
- 8 その他の取扱い
- 9 検収デスクによる検収対象外の品目等

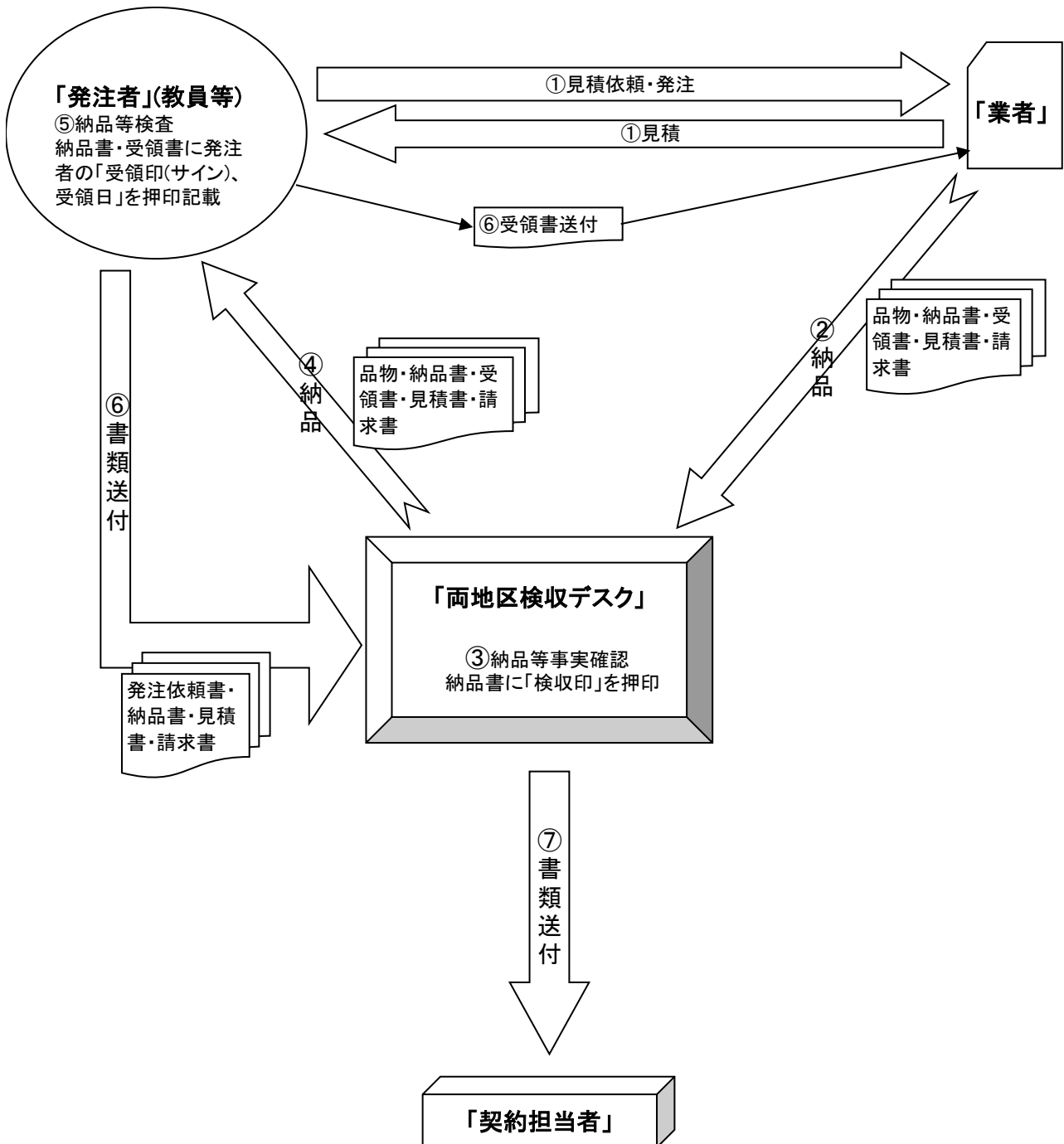
1. 業者により直接納品される場合(経理課、越中島地区事務室の契約担当者発注)

- ①②発注者より発注依頼を受けた契約担当者は、業者に見積依頼し妥当であれば発注する。
- ③業者は、品物に納品書、見積書、請求書を添えて両地区の検収デスクで検収を受ける。
- ④⑤検収担当者より納品書への「検収印」押印がされたのち、業者は発注者へ納品する。
- ⑥発注者は納品書及び受領書に受領日、受領印又はサインを押印記載する。
- ⑦発注者は、発注依頼書、納品書、見積書、請求書を検収デスクに送付するとともに、受領書を業者に送付する。
- ⑧検収デスク検収担当者は書類を確認のうえ、契約担当者へ送付する。



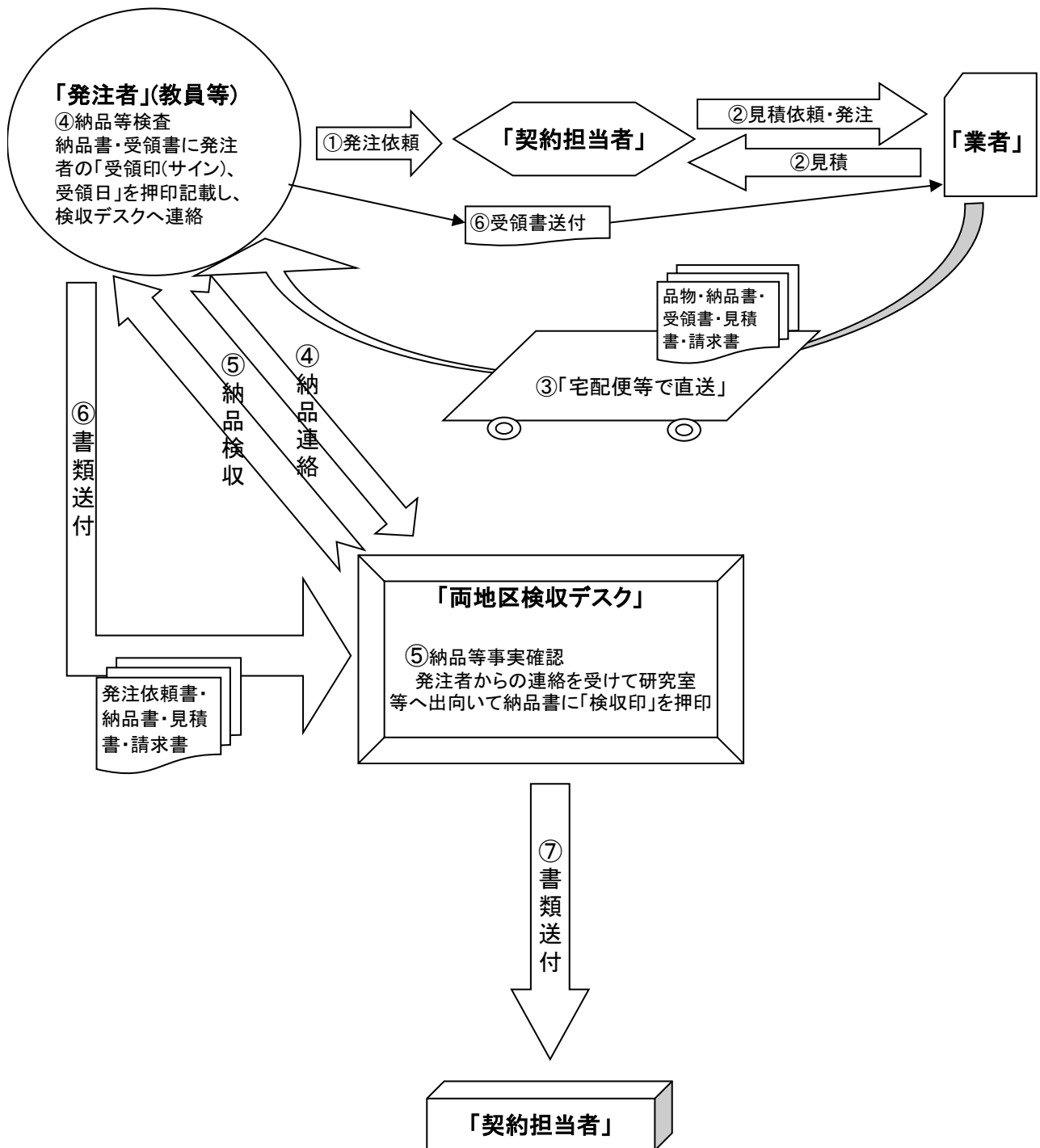
2. 業者により直接納品される場合(教員発注「一取引50万円未満の物品購入等」)

- ①発注者(教員)は業者に見積依頼し妥当であれば発注する。
- ②業者は、品物に納品書、見積書、請求書を添えて両地区の検収デスクで検収を受ける。
- ③④検収担当者より納品書への「検収印」押印がされたのち、業者は発注者へ納品する。
- ⑤発注者は納品書及び受領書に受領日、受領印又はサインを押印記載する。
- ⑥発注者は、発注依頼書、納品書、見積書、請求書を検収デスクに送付するとともに、受領書を業者に送付する。
- ⑦検収デスク検収担当者は書類を確認のうえ、契約担当者へ送付する。



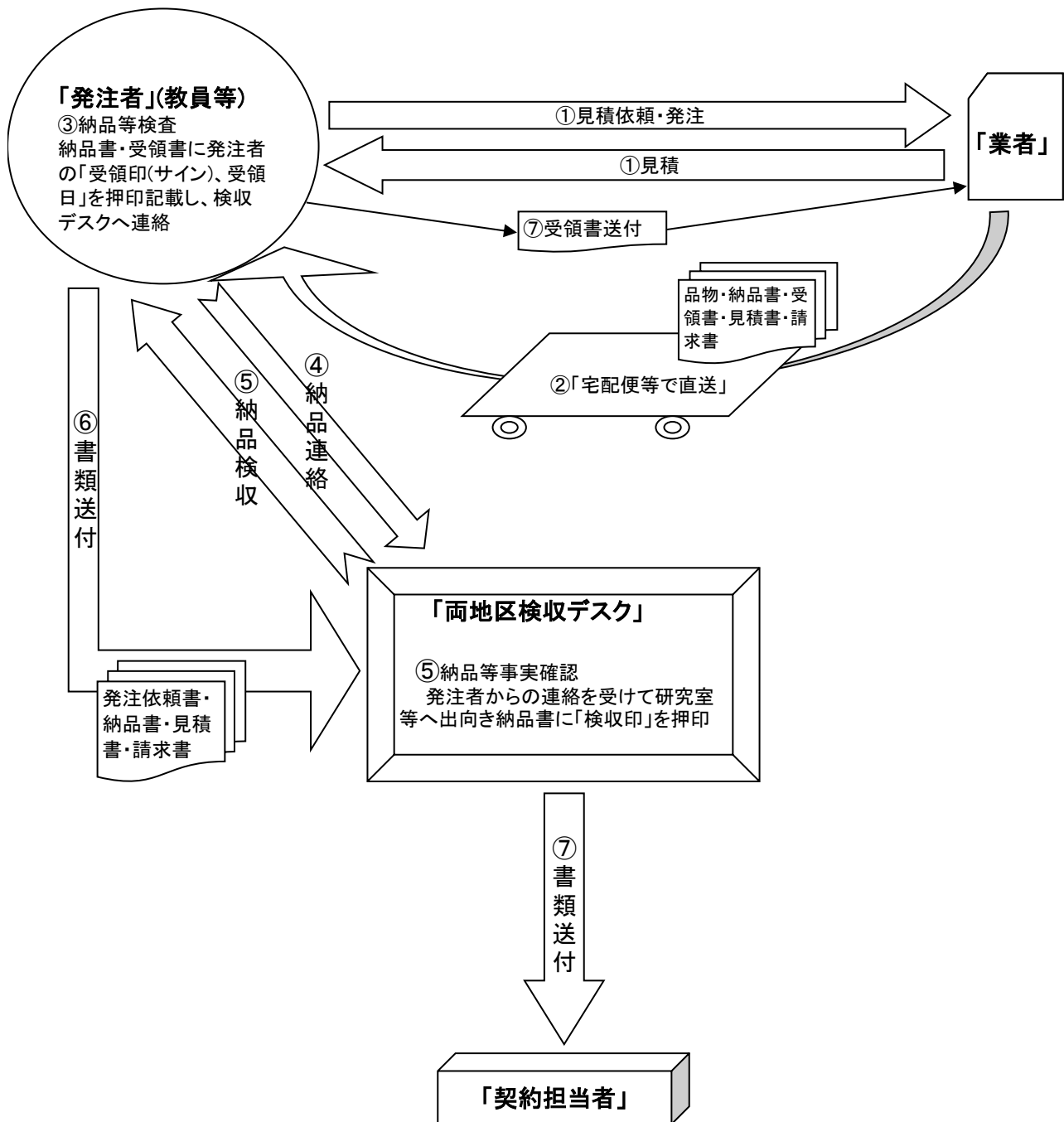
3. 宅配便等の直送により納品される場合(経理課、越中島地区事務室の契約担当者発注)

- ①②発注者より発注依頼を受けた契約担当者は、業者に見積依頼し妥当であれば発注する。
- ③業者より、品物に納品書、見積書、請求書を添えたものが、宅配便等で発注者に直送される。
- ④発注者は品物を確認のうえ、納品書及び受領書に受領日、受領印又はサインを押印記載するとともに、速やかに検取デスクへ納品があった旨の連絡をする。
- ⑤検取デスク検取担当者は、発注者の研究室等に出向いて品物を確認のうえ、納品書へ「検取印」を押印する。
- ⑥発注者は、発注依頼書、納品書、見積書、請求書を検取デスクに送付するとともに、受領書を業者に送付する。
- ⑦検取デスク検取担当者は書類を確認のうえ、契約担当者へ送付する。



4. 宅配便等の直送により納品される場合(教員発注「一取引50万円未満の物品購入等」)

- ①発注者(教員等)は、業者に見積依頼し妥当であれば発注する。
- ②業者より、品物に納品書、見積書、請求書を添えたものが、宅配便等で発注者に直送される。
- ③④発注者は品物を確認のうえ、納品書及び受領書に受領日、受領印又はサインを押印記載するとともに、速やかに検収デスクへ納品があった旨の連絡をする。
- ⑤検収デスク検収担当者は、発注者の研究室等に出向いて品物を確認のうえ、納品書へ「検収印」を押印する。
- ⑥発注者は、発注依頼書、納品書、見積書、請求書を検収デスクに送付するとともに、受領書を業者に送付する。
- ⑦検収デスク検収担当者は書類を確認のうえ、契約担当者へ送付する。

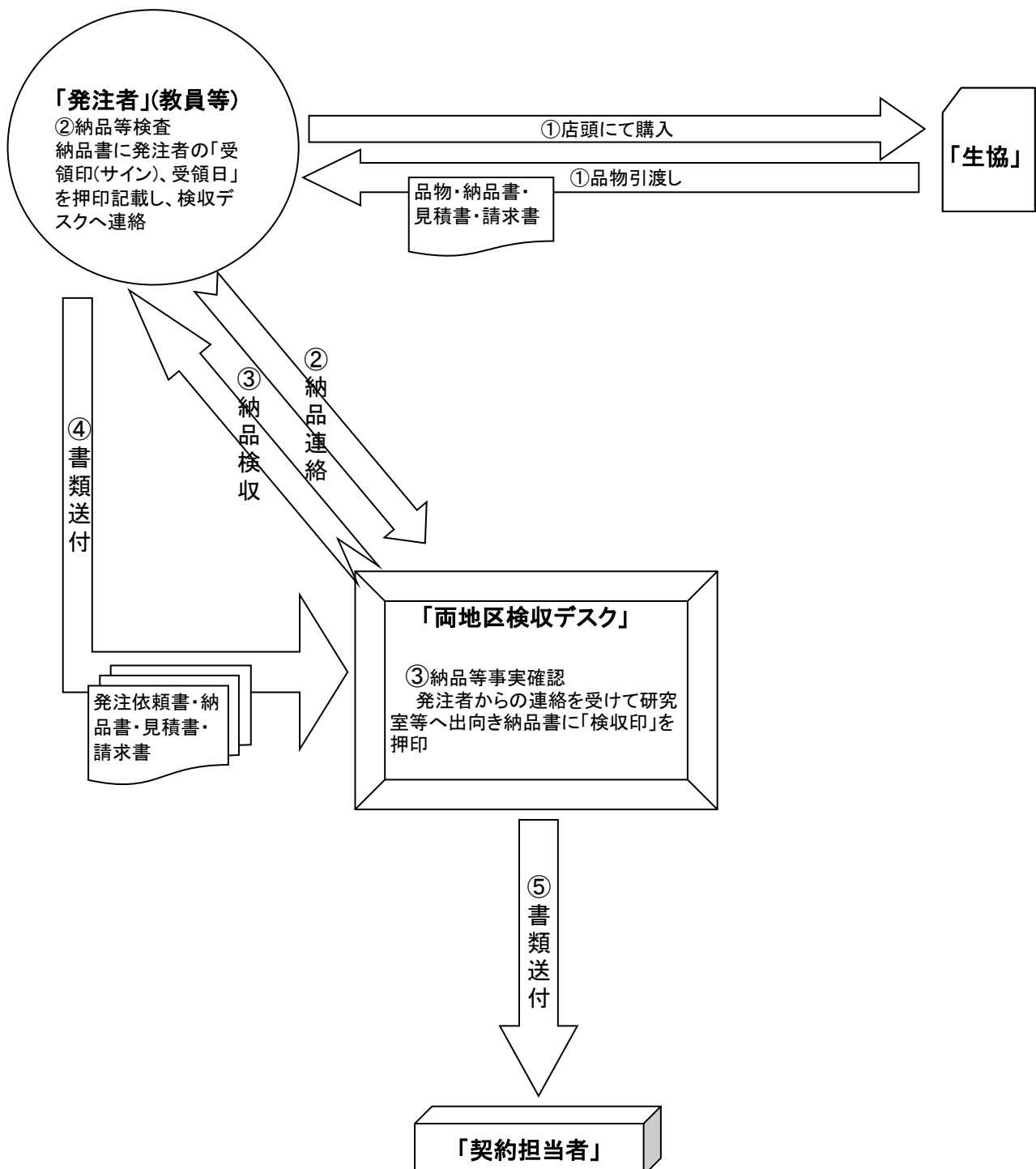


◎夜間・緊急時及び生物、生鮮品、冷凍(蔵)品等の扱いも同様とする。

[↑先頭ページへ](#)

5. 生協での直接購入の場合(教員発注「一取引50万円未満の物品購入等」)

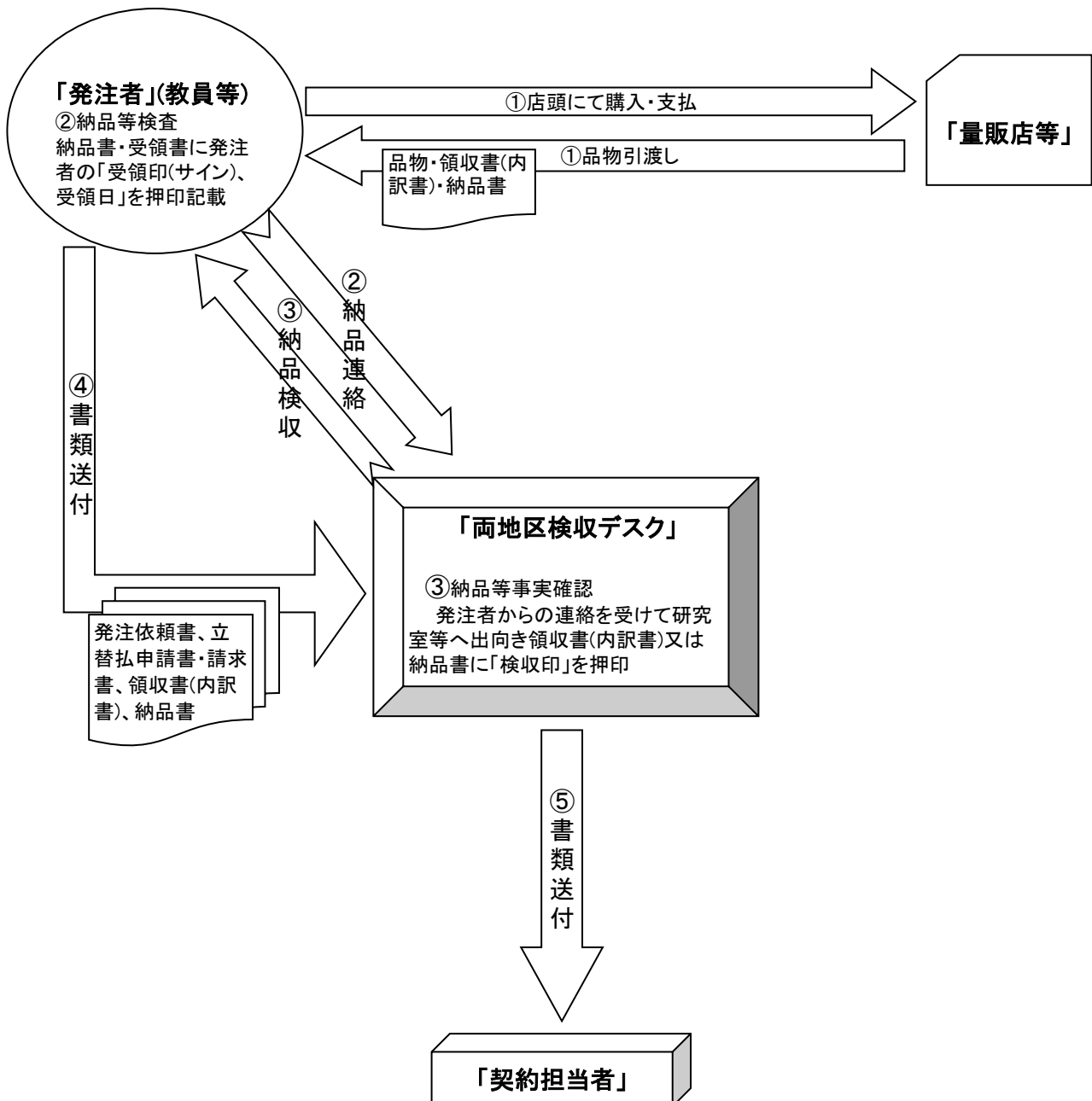
- ①発注者(教員等)は、生協店頭で物品等を購入受領する。その際、納品書、見積書、請求書を受け取る。
- ②発注者は品物を確認のうえ、納品書に受領日、受領印又はサインを押印記載するとともに、速やかに検収デスクへ納品があった旨の連絡をする。
- ③検収デスク検収担当者は、発注者の研究室等に出向いて品物を確認のうえ、納品書へ「検収印」を押印する。
- ④発注者は、発注依頼書、納品書、見積書、請求書を検収デスクに送付する。
- ⑤検収デスク検収担当者は書類を確認のうえ、契約担当者へ送付する。



6. 立替払いの場合(量販店等で購入)

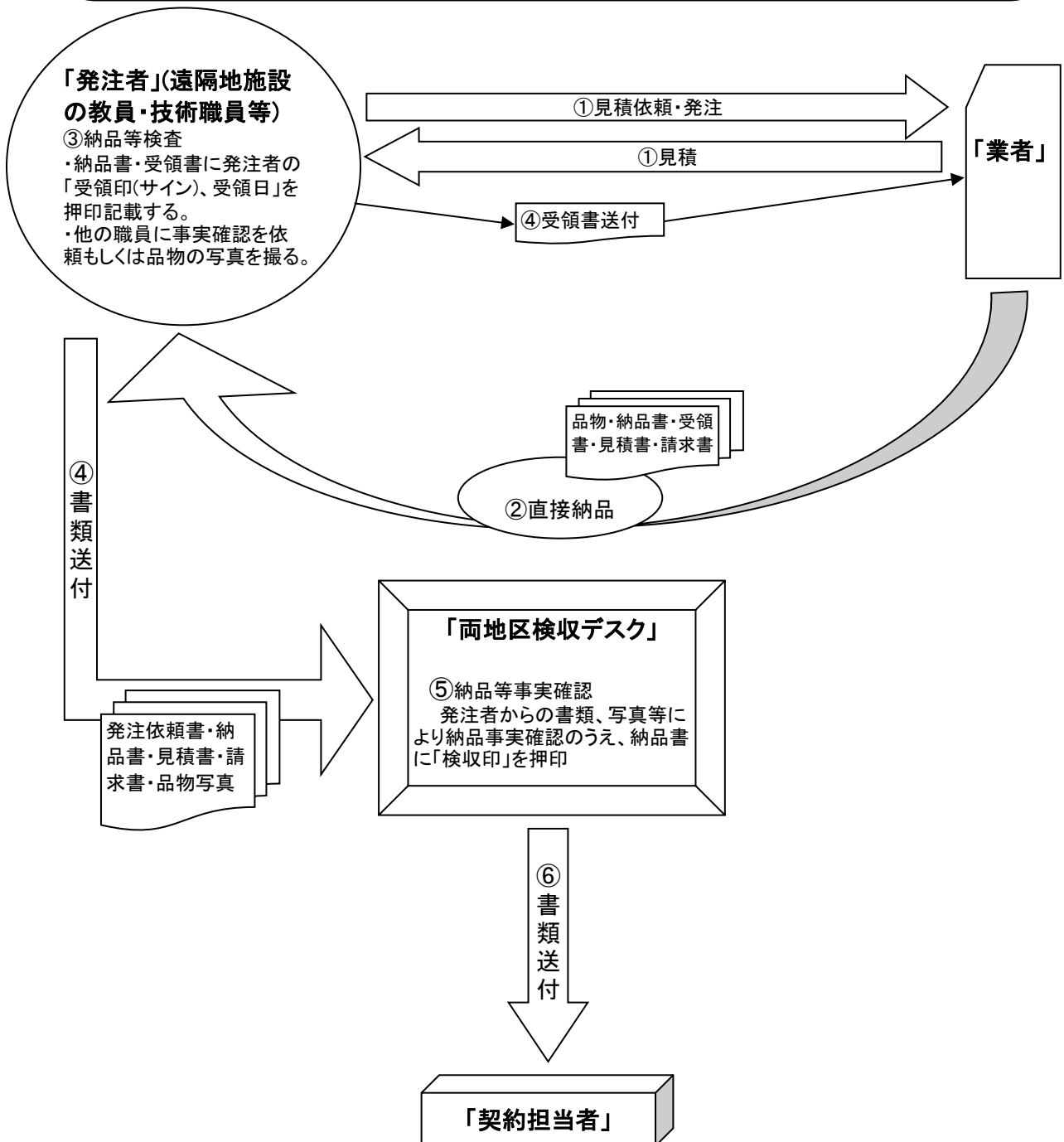
- ①発注者(教員等)は、量販店等の店頭で物品等を購入・支払をする。その際、領収書(内訳書)、納品書を受け取る。
- ②発注者は品物を確認のうえ、領収書(内訳書)又は納品書に受領日、受領印又はサインを押印記載するとともに、速やかに検収デスクへ納品があった旨の連絡をする。
- ③検収デスク検収担当者は、発注者の研究室等へ出向いて品物を確認のうえ、領収書(内訳書)又は納品書へ「検収印」を押印する。
- ④発注者は、発注依頼書、立替払申請書・請求書、領収書(内訳書)、納品書を検収デスクに送付する。
- ⑤検収デスク検収担当者は書類を確認のうえ、契約担当者へ送付する。

※カードで立替え購入した場合は、「領収書」又は「購入内容が分かる書類(例 ネット通販での注文履歴画面コピー、納品書等)」により検収を行う。後者により検収を行った場合は、後日、支払証拠書類(カード明細コピー等)を検収デスクへ送付すること。



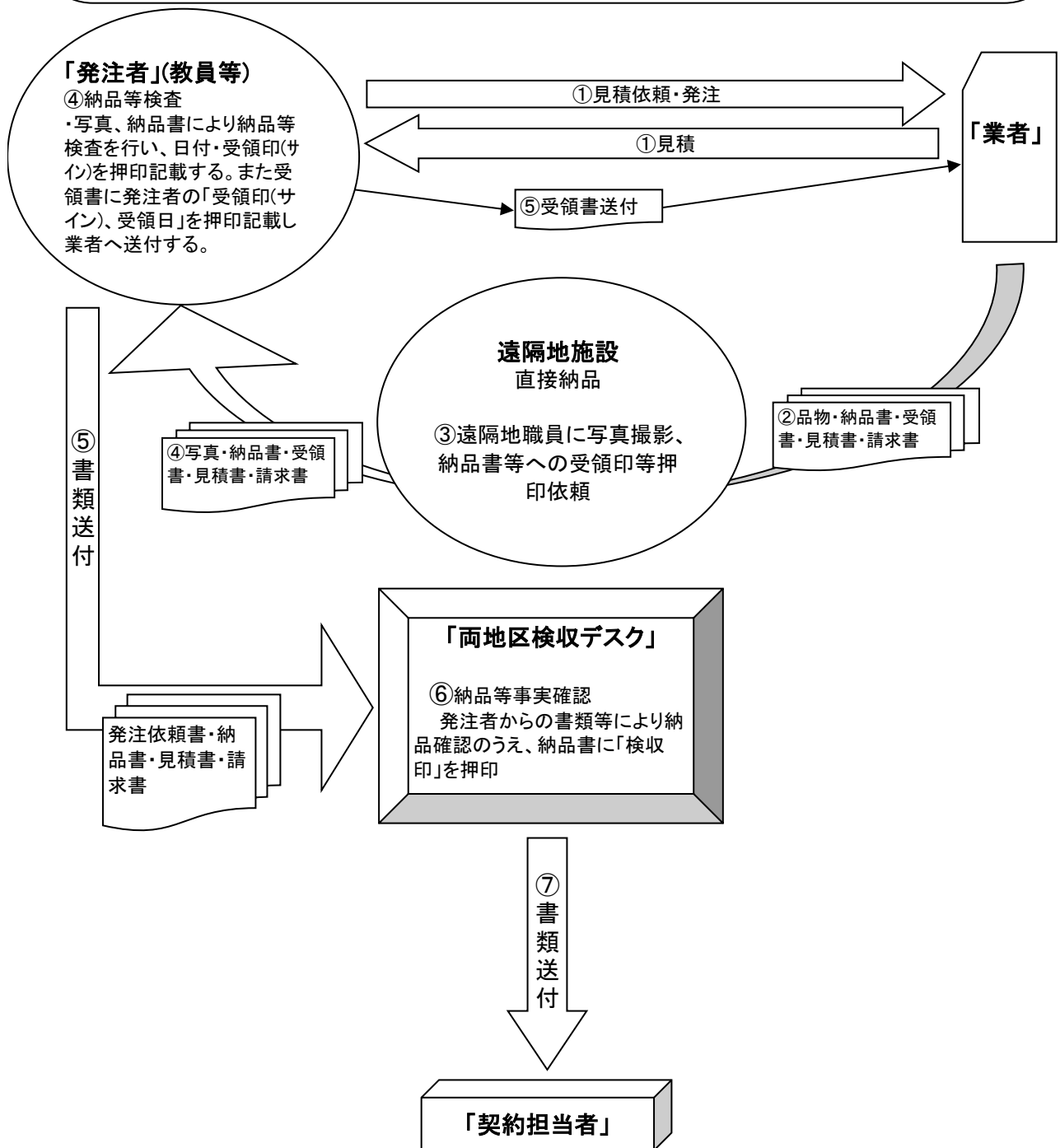
7-1. 遠隔地施設(館山、富浦、吉田、大泉、清水)で発注納品される場合

- ①発注者(遠隔地施設の教員・技術職員等)は、業者に見積依頼し妥当であれば発注する。
- ②業者より、品物に納品書、見積書、請求書を添えたものが、直接発注者に納品される。
- ③発注者は品物を確認のうえ、納品書及び受領書に受領日、受領印又はサインを押印記載するとともに、他の職員に納品事実確認を依頼するか、又は品物の写真を撮る。
他の職員が事実確認した場合は納品書に日付・確認印又はサインを押印記載する。
- ④発注者は、発注依頼書、納品書、見積書、請求書、品物写真(撮影した場合)を検収デスクに送付するとともに、受領書を業者に送付する。
- ⑤検収デスク検収担当者は、書類、写真等により納品事実を確認のうえ、納品書へ「検収印」を押印する。
- ⑥検収デスク検収担当者は書類を確認のうえ、契約担当者へ送付する。



7-2. 遠隔地施設(館山、富浦、吉田、大泉、清水)へ納品する場合

- ①発注者(教員等)は、業者に見積依頼し妥当であれば発注する。
- ②業者より、品物に納品書、見積書、請求書を添えたものが、直接遠隔地施設に納品される。
- ③発注者は遠隔地施設職員に品物の写真撮影を依頼するとともに、納品書及び受領書に受領日、受領印又はサインの押印記載を依頼する。
- ④遠隔地施設職員は、③の写真及び納品書等を発注者に送付し、発注者は送付された書類等により納品等検査を行い、納品書に受領日、受領印又はサインを押印記載する。
- ⑤発注者は、発注依頼書、納品書、見積書、請求書を検収デスクに送付するとともに、受領書を業者に送付する。
- ⑥検収デスク検収担当者は、書類等により納品事実確認のうえ、納品書へ「検収印」を押印する。
- ⑦検収デスク検収担当者は書類等を確認のうえ、契約担当者へ送付する。



8. その他の取扱い

- ① 役務(成果物が持ち込める場合)の取扱い
 - ・業者又は発注者は、成果物に完了報告書等の履行内容が確認できる書類を添付して検収デスク検収担当者の検収を受ける。(修理物品の納品等・・・)
- ② 役務(成果物が持ち込めない場合)の取扱い
 - ・発注者は、業者による作業終了後、速やかに検収デスクに連絡する。
 - ・検収デスク検収担当者は、現地等に出向いて作業報告書等により作業内容と履行事実の確認を行う。
- ③ ソフトウェアをダウンロードにより取得した場合は、ダウンロードしたことがわかる書類を添付して検収デスク検収担当者の検収を受ける。
- ④ 傭船等の場合は、完了報告書等に履行内容がわかる写真を添付して検収デスク検収担当者の検収を受ける。
- ⑤ 購入した消耗品等を直ちに使用し消費する場合は、パッケージ又は写真を添付して検収デスク検収担当者の検収を受ける。
- ⑥ 業者が検収デスクに物品等を持ち込めない場合は、車両又は、発注者研究室等で検収デスク検収担当者の検収を受ける。
- ⑦ 薬品が直接納品された場合は、納品書控もしくはコピーを検収デスク検収担当者に提出する。

9. 検収デスクによる検収対象外の品目等

- ① 事務局経理課検収担当者及び越中島地区事務室検収担当者が検収を行うものとし、納品書等に日付、押印又はサインをする。
 - ・年間契約のもの(清掃、警備、複写機保守、機器等賃借、定期刊行物、ダスキン等)
 - ・長期継続契約のもの(光熱水料、燃料類、電話・通信費、土地建物借料、電波利用料等)
 - ・その他のもの(大学発送料、手数料、税金、人材派遣関係、免税アルコール、内部取引等)
- ② 図書(雑誌含む)は、図書館で受入検収を行う。
- ③ 施設修繕等は、施設課で発注検収を行う。
- ④ 練習船等に関するものは、各船長等が検収を行う。

[↑先頭ページへ](#)